

民事訴訟法講義抜粋附問題集

(出版者 / Publisher)

和佛法律學校

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

和佛法律學校講義録 / 和佛法律學校講義録

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

12

氏子記法乙亥
附同題集



0261

098 21

民事訴訟法

訴訟法

一、訴訟の目的

訴訟の目的は、他人の権利を侵害する行為を止め、又は損害を賠償することである。原告は、被告が自分の権利を侵害していることを証明し、法院に判決を求めなければならない。

二、訴訟の要件

訴訟の要件は、原告の訴えが、法律上の利益を侵害していること、原告が権利を侵害されたことを証明すること、被告が責任を負っていることである。

① 原告の訴えが、法律上の利益を侵害していること

② 原告が権利を侵害されたことを証明すること

③ 被告が責任を負っていること

461562

上院の世所判國に年々之裁判中であつた事又も其の床鋪主の世所判國
 を力に爲す所を知らぬ、東京市七高松町有之に上院の

才十七條

十七條
 各條十三條トモ待テ用ツル又ヤシノ十五條トモ會同スル

吾初為推為習約東子新以年二五季一而力足也

才十八集

十八番
○第一、住野地、池をテ多分、之に巨木や物など然るべく貯蓄之物なり。其下は
皆腐爛地なり。尤も所、池をテ干し之に土をテ於て管轄（ゆかり）

銷路廣四民服

[illegible]

方十九年

九月
廿五
大東トロノ多ノ多分ノ例ル一ノ
故子に集二此ノも勢難クナリ

牙亦柔

小
五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

七世九次夫會之し可成るに、物乞を蒙り給ふ之に及て、利子を取給へ之迄、自之に力

[illegible]

牙子下

三十一卷
多摩川の仙阿ノ自爲ニシテモ、そのレハ在仙阿ノ爲メニ立寄ル所ナリ記ス

[illegible]

○亦復丁亥初潮重の年、自秋耕中入るや、翌年入るより、

○ 仙翁乃丁未視上る物トリ身輕トテ包換し知る件、事迄テ来リ名爲翁
翁ノ重キモノ物々ト力ノ左ノ如シ

五十二 主兵の如く、
場を即ち他人の手に
起るを併強め、金部又
一節ヲ

此方乃為之訓乎レテ中ニ依テ主レテ一ニナ
相合、併ハ本訓記、在リ中ノ時ニ毛、牛、戈、新、之、向、中、訓、之

又、
常、
二、
三、

（一）不動產ノ所有權ノ移轉ハ、
（二）不動產ノ所有權ノ移轉ハ、
（三）不動產ノ所有權ノ移轉ハ、

（四）不動產ノ所有權ノ移轉ハ、
（五）不動產ノ所有權ノ移轉ハ、

（六）不動產ノ所有權ノ移轉ハ、
（七）不動產ノ所有權ノ移轉ハ、

才二十五条

（一）不動產ノ所有權ノ移轉ハ、
（二）不動產ノ所有權ノ移轉ハ、

（三）不動產ノ所有權ノ移轉ハ、
（四）不動產ノ所有權ノ移轉ハ、

（五）不動產ノ所有權ノ移轉ハ、
（六）不動產ノ所有權ノ移轉ハ、

（七）不動產ノ所有權ノ移轉ハ、
（八）不動產ノ所有權ノ移轉ハ、

（九）不動產ノ所有權ノ移轉ハ、
（十）不動產ノ所有權ノ移轉ハ、

（十一）不動產ノ所有權ノ移轉ハ、
（十二）不動產ノ所有權ノ移轉ハ、

松吉の場々

○三十八年 己酉 甲子

[illegible]

日五十一
奉才以
東洋中
止念金
年三
月二
日

五十七年三月從冬加丁卯丁卯丁卯丁卯

中决定一日既無豫方經工才十

○上工第一 生易失し、知るべきヲ三才カトシ

[illegible]

即時於... 代理... 費用... 退...

[illegible]

龍ノ水堂ニ對シテハ
 吾ノ主ノ位ニ對シテハ

[illegible][illegible]

即時旋去云云

百字上筆一畝石位
即時發金品丁乙丁坊

○
一
二
三
四
五
六
七
八
九
十

○三百九十三條 三法係執力申任ヲ却下之味定ニテ大町時抄告

427743

世傳云、
四十五和又一方式、蓋是夏ノ捕弓后、托併一智下地却下、討ノ即時執也。

[illegible]

見附の四七二の二

馬坑。上より八条、尾割新力、白子、張和、金方、取子。同日打二。

十條の

親有侍止！

即抗
のうろいし金、積は二四

和了り

七五五四條四改

即抗
のち
一九九零二四

四百里五里三級
更令更利分
又又記分
此今之墓果つた所也
此土堂更利方より利に於て
杜若をいふは

[illegible][illegible]

五十二
中
止
命
七
廿
二
材
和
日
十

口百条
此上救脚、台更系、并護土自路、中供舊集、
聖家、

夢習之自決堂ヲ十二時決堂ニ移シ
於テ檢査スルヲ以テ場

〇百七十一系相子經條ノ申渡ヲ却下ニシテ決定ニ付テ抗告ニシテ付初メ期日
 変更相子伸出ノ申渡却下ニ付テ不服ヲ申出ニ付テ付ス(未決)
 〇百八十五系相子經中止申渡却下ニ付テ抗告ヲ申出ニ付テ付
 〇三百六十八系西飯保金申渡却下ニ付テ抗告ヲ申出ニ付テ付
 〇五百四十七系雅リ付止及雅リノ經リ又ハ雅リ短市ノ取消無効
 申渡却下ニ付テ抗告ヲ申出ニ付テ付
 〇七百四十一系依多雅リノ申渡却下ニ付テ抗告ヲ申出ニ付テ付
 〇七百六十五系公平僑告ノ申渡却下ニ付テ抗告ヲ申出ニ付テ付
 民事訴訟法ニ不平等主事ナリ即東ノ訴訟ナリ口改審理ナリ
 且送達書記ノ媒介ニ付テ是ナリ



0272